

第214回

岐阜県都市計画審議会

議事録

と き：令和3年3月24日（水）午後1時30分から

と ころ：岐阜県庁 議会西棟第1会議室

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから、第214回岐阜県都市計画審議会を開会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず始めに、本日ご出席の皆様の紹介につきましては、お手元の「資料1 委員名簿」と「資料2 委員座席図」のとおりでございますので、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日は、委員及び臨時委員計23名中、19名のご出席をいただき、定足数に達していることをご報告いたします。なお、本日の会議につきましては、報道関係者1名が傍聴されております。また、会議の撮影等について報道関係者から申し出があり、会議冒頭部分の撮影等について会長の許可をいただいておりますので、その旨、ご報告させていただきます。

それでは、本日の議事の概要について説明させていただきます。議事の概要については、お手元の「資料3 議案一覧表」のとおりでございます。本日お諮りする議案は、議第1号「羽島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から、議第6号「多治見都市計画道路の変更について」までの6件でございます。また、このほかに、「国道21号岐阜市内立体事業について」と「令和2年度市町都市計画決定（変更）一覧について」の2件の報告事項を取り上げさせていただきます。

では、以降の議事進行につきましては、高木会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【高木会長】

まず、議事に入る前に、本日の審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。会長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

一任いただきましたので、本日の議事録署名は、李委員と玉田委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

報道機関の撮影はここまでとさせていただきます。以降の撮影はご遠慮ください。

それでは、審議に入ります。議第1号「羽島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と議第3号「羽島都市計画区域区分の変更について」は関連がありますので、あわせて議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第1号及び議第2号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と、議第3号「区域区分の変更について」をご説明させていただきます。これらにつきましては、書面開催となりました第211回岐阜県都市計画審議会にてご報告させていただいたものでございます。スライドを用いて説明させていただきますので、前方のスクリーンをご覧ください。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」につきましては、都市計画法第6条の2に基づき県が定めるものでございます。現行のマスタープランは、平成32年、令和2年を目標年次としておりますので、今回の見直しでは令和2年を基準年とし、10年後の令和12年を目標年次とするマスタープランを新たに策定するものでございます。これまでの変更状況をスクリーンにお示ししておりますが、昨年12月16日に開催しました、前回の審議会でご審議いただきました、海津、養老、輪之内、揖斐、八百津、瑞浪、高山、古川、神岡の各都市計画区域につきましては、本年1月15日に変更決定を行っております。本日の議第1号の羽島都市計画及び議第2号の八幡都市計画で、27都市計画区域の全てについてご審議いただくこととなります。

では、議第1号「羽島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と、議第3号「羽島都市計画区域区分の変更について」は関連がありますので、併せて説明させていただきます。

議案書は議1からでございます。都市計画の目標です。都市づくりの基本理念は、「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」としており、これを実現するために「次世代を育むまち」など5つの基本目標を掲げております。区域区分の決定の有無としましては、世帯数の増加による住宅地需要などにより、市街地周辺での乱開発が懸念されること、岐阜羽島インターチェンジ周辺において、都市化の進行が想定されることなどから、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めます。

次に、土地利用・都市施設に関する方針です。こちらが羽島都市計画区域の総括図です。黄色に表示してありますのが住居系用途、ピンク色の表示が商業系用途、青色の表示が工業系用途、ベージュ表示がその他、農地・集落となっております。今後、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、「岐阜羽島インター南部西地区」がございます。岐阜羽島インターチェンジ周辺から、県立看護大学周辺の区域において、交通利便性を活かした産業・業務系の土地利用を検討してまいります。都市施設に関する方針としましては、ごみ処理施設として、岐阜羽島衛生施設組合ごみ焼却場を本区域の西部に配置し、整備します。次に、市街地開発事業の方針です。長良川沿いの工業地に隣接した地区において、「羽島市平方第二土地区画整理事業」を推進し、ごみ処理施設の敷地のほか市街地の形成を図ります。

主要な都市計画の方針としましては、都市計画基礎調査の結果を踏まえまして、

先ほど申しましたとおり産業・業務系の土地利用の拡大や、市街地開発事業による良好な市街地形成を予定し、コンパクトシティの実現や安全・安心な都市の形成など、現行のマスタープランの方針を、引き続き維持してまいります。

次に、「羽島都市計画の区域区分の見直しについて」でございます。

羽島都市計画区域は昭和46年3月に区域区分を設定し、これまで3回の見直しを経て、現在に至っております。今回の変更は、「岐阜羽島インター南部地区」において、71.5haを市街化区域へ編入するものでございます。こちらが、羽島都市計画区域の総括図です。「岐阜羽島インター南部地区」は、羽島都市計画区域のほぼ中央に位置する、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジ南側の区域です。

「岐阜羽島インター南部地区」の拡大図です。色付けがある区域が市街化区域、付いていない区域が市街化調整区域となります。今回、市街化区域へ編入するのは赤枠で囲われた区域です。既に立地する商業施設や教育機関、地区計画により整備され都市的土地利用が図られている区域、既存の開発を含め地区計画を拡大し、羽島市が都市基盤整備を行うことで企業立地を推進していく区域など、広域交通拠点の立地特性を活かした土地利用を図っていくため、71.5haを市街化区域へ編入し、工業系・住居系の用途地域指定を予定しております。なお、羽島都市計画区域につきましては、昨年7月から8月に設けました変更に関する公述申出期間に、公述の申出はなかったため公聴会は開催しておりません。また、本年1月から2月にかけて行いました公告縦覧では意見はなく、市に対して行いました、意見聴取においても「意見なし」との回答を得ております。

議第1号及び議第3号についての説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【高木会長】

どうもありがとうございました。事務局の説明がありましたが、これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【鶴田委員】

市街化区域に編入するエリアに地区計画をはるとありますが、一部地区計画がかかっていないエリアが2箇所ほどあるのですが、理由を教えてください。

【事務局】

地区計画がかかっていないこちらの箇所は岐阜県立看護大学の敷地となっております。こちらは高速道路インターチェンジの管理事務所等がある所でございます。地区計画を予定しているところにつきましては、産業・業務系ということで、建築規制や土地の最低利用面積の制限を設けるなどして、業務系を誘致した

いという羽島市の意向がございまして、地区計画を市のほうで決定するものでございます。

【高木会長】

私のほうから1点、土地利用の用途として準工業、準住居地域を予定ということですが、最近の日本全体の都市計画、コンパクトシティの状況からいくと、できるだけ準工業を設定しないようなかたちで、都市、まちづくりを進めようということになっておりますが、こちらでは準工業を予定している理由はなぜでしょうか。

【事務局】

まちづくりの方針の一つで、用途規制というものがあります。会長がおっしゃるとおり、県も新市街地において準工業をはらないという大前提というものがございまして。特に準工業というものが土地利用の規制が緩いということで、まちの方向性が定まらないというようなことから、近隣商業や工業地域も踏まえ、市と協議をしましてまいりました。市としましては、岐阜県立看護大学が付近にあり、環境の悪化をもたらす工業地域は用途規制という意味で厳しく、危険を伴う工場等の誘致は避けたいという思いがあり、工業ではなく準工業でという考え方がございまして。また、近隣商業はどうかという県との協議の中でも、進出している企業が既存不適合になってしまうような原動機を用いる作業場がございまして、それも不可能だということがございまして。全体を一体的に利用するというなかで、一部を近商にするというのも違和感があるというようなこともあり、地区計画を踏まえて全て準工業で企業誘致を図っていく土地利用をするということで、羽島市と協議をした次第でございまして。

【高木会長】

承知しました。ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご意見、ご質問がなければ、採決に移ります。

議第1号及び議第3号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第1号及び議第3号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第2号「八幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第2号「八幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。

都市計画の目標です。「住みたいまち郡上<安心>」、「輝きたいまち郡上<活力>」、「訪ねたいまち郡上<交流>」と、3つの都市づくりの基本理念を掲げています。区域区分の決定の有無としましては、人口減少の傾向や、市街地周辺は山地である立地環境などから、市街地拡大の可能性は低く、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なため、引き続き区域区分を定めないものとします。

土地利用・都市施設に関する方針としましては、後ほど議第5号でご審議いただきます、(仮称)濃飛横断自動車道の事業化に向けた検討を進めてまいります。次に、市街地開発事業に関する方針です。現在、本区域の東部において「初納土地区画整理事業」を施行しており、良好な市街地形成を図ってまいります。主要な都市計画の決定の方針としましては、先ほど申しましたとおり、市街地開発事業により良好な市街地形成を図ることとし、コンパクトシティの実現、安全・安心な都市の形成など、引き続き現行のマスタープランの方針を維持してまいります。

なお、八幡都市計画区域におきましては、昨年7月から8月にかけて設けました変更に関する公述申出期間に、公述の申出はなかったため公聴会は開催しておりません。また、本年1月に行いました公告縦覧では意見はなく、市に対して行いました意見聴取においても「意見なし」との回答を得ております。

議第2号についての説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

【高木会長】

事務局の説明がありましたが、これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見、ご質問が無いようですので、採決に移ります。議第2号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第2号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第4号「羽島都市計画区域のうち羽島市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第4号「羽島都市計画区域のうち羽島市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」、いわゆる白地地域の形態規制の変更について、説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

議第4号は、羽島市が、都市計画において用途地域を新たに指定することにより、白地地域の範囲が減少することから、指定の範囲を変更しようとするものです。建築物の形態規制の指定についてですが、用途地域内においては、市町村が容積率・建蔽率を都市計画において定めることが、都市計画法に規定されており、その数値に応じて、高さの制限が、建築基準法で、自動的に決まる仕組みとなっています。一方、白地地域においては、容積率・建蔽率・高さの制限について、「特定行政庁が、都道府県都市計画審議会の議を経て定める」と建築基準法に規定されているため、本審議会にお諮りしたうえで、岐阜県知事が指定しています。

羽島市における白地地域の総括図です。羽島市は、全域が都市計画区域に指定されており、そのうち、黄色で着色された範囲が用途地域です。残りの白地地域全てを、住居系の用途地域と同等の形態規制となる「分類Ⅲ」に指定しています。

今回の変更に係る区域は、議第3号でお諮りした、赤で着色された箇所、岐阜羽島インター南部地区で、新たに約72haが用途地域に指定される予定です。変更後の白地地域の面積約3,945haを、引き続き「分類Ⅲ」として指定して参りたいと考えています。

赤のエリアを拡大したものです。羽島市により、新たに「準工業地域」及び「準住居地域」の用途地域が指定される予定です。

変更後の指定内容です。白地地域の全域を分類Ⅲとしており、その形態規制の詳細は、容積率200%、建蔽率60%など、ご覧のとおりです。

今回の「白地地域の変更」と、羽島市による「用途地域の変更」の手続きについて、説明いたします。左側が白地地域の変更、右側が用途地域の変更です。白地地域の変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、市が羽島市都市計画審議会に諮問し、「適当と認める」との答申を受けています。羽島市の用途地域の変更の決定に合わせ、白地地域の指定範囲の変更を行いたいと考えています。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【高木会長】

ご説明ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【奥野委員（代理）】

すみません。ひとつ教えてください。指定告示が令和2年5月ということは無事終わっているということですか。

【事務局】

申し訳ありません。令和3年の誤りです。大変失礼いたしました。

【高木会長】

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問が無いようですので、採決に移ります。議第4号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議が無いようですので、議第4号は原案どおり承認することに決しました。続いて、議第5号「八幡都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第5号「八幡都市計画道路の変更について」ご説明いたします。お手元の議案書と合わせて、前方のスクリーンをご覧ください。

最初に、濃飛横断自動車道の全体概要を説明いたします。濃飛横断自動車道は、郡上市から下呂市を經由し中津川市へ至る延長約80kmの地域高規格道路として指定されています。東海北陸自動車道と中央自動車道を連絡し、県内の高速交通体系を補完する重要な道路となっています。濃飛横断自動車道は、平成6年に地域高規格道路として指定され、その後、岐阜県において順次整備を進めているところでございます。スクリーン中央、黒色の郡上市和良町から下呂市保井戸までの8.1km区間は平成28年に供用開始しており、右下、赤色の中津川工区は、リニア岐阜県駅の南北アクセス軸を形成する道路として平成27年に都市計画決定され、現在整備中です。今回都市計画決定を行いますのは左側、青色の八幡・堀越峠工区、10.4kmになります。

八幡都市計画区域の位置関係についてお示しいたします。こちらが八幡都市計画の総括図でございます。南北に一級河川長良川、東西に一級河川吉田川が流れており、東海北陸自動車道、郡上八幡 IC、国道 156 号、国道 472 号、現道の国道 256 号がこの位置になります。また、八幡都市計画区域はお示しするとおりです。今回、都市計画決定を行う濃飛横断自動車道八幡・堀越峠工区は、都市計画区域内にある郡上八幡 IC を起点に交通の難所である現道国道 256 号堀越峠を迂回し、東西方向の広域的なアクセス軸として、速達性及び定時性を確保しサービスレベルの向上を図ることを目的に計画されています。

次に、ルート選定における考え方について説明します。ルート選定については 4 つの考え方を設定し検討しております。1 点目は、集落、史跡や工場など地域の土地利用に配慮しルート選定を行いました。2 点目は、自然環境、クマタカ確認地区や周辺地形、断層、地すべり地に配慮しました。3 点目は、地域住民の利便性を考慮し、一般道への接続に配慮しました。4 点目は、リニア関連区間との接続に配慮しております。

次に、ルートの詳細について説明します。起点位置については東海北陸自動車道への接続性及び郡上市八幡市街地へのアクセスを考慮し、郡上八幡 IC 及び国道 156 号へ接続する位置としています。こちらが 1・5・1 一般国道 256 号線で延長約 130m の自動車専用道路となります。こちらが 3・6・6 一般国道 256 号線で延長約 10,330m の幹線道路です。先ほどお示した路線は、県郡上総合庁舎の南までトンネルで進み、郡上警察署北の県道寒水八幡線と県道有穂中坪線の交差点付近を高架で通過し、再びトンネルで東進していきます。中間地点の初納地区については、郡上八幡城や郡上踊りなどの観光エリアと市役所や商店など生活エリアが集中する市街地と郡上市明宝地区・高山市とのアクセスを考慮し、国道 472 号、いわゆるせせらぎ街道と接続する交差点を設けます。終点部の国道 256 号交差点部でございます。つづら折れで交通の難所となっている堀越峠を迂回し、入間地区で現道の国道 256 号に接続します。

次に、ルート検討の経緯をご説明します。平成 6 年の地域高規格道路の指定後、平成 11 年から平成 12 年にかけて、地元の商工会、自治会、観光協会、森林組合、婦人会の代表の方々による住民参画の道づくりで検討が行われ、そこで、大まかなルートが選定されています。その後、事業者において、選定されたルートを基本に、具体的なルート検討が行われ、先ほどご説明したルートが選定されております。

次に、横断構成について説明します。標準横断図は、車線数が 2 車線、幅員が 8.0m になります。

都市計画手続きの状況です。これまで、都市計画法に基づき、地元説明会、将来管理者協議、都市計画案の公告・縦覧、市への意見聴取を経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、地元説明会は令和 2 年 7 月 15 日から計 9 回行

い、丁寧に説明を行ってまいりました。また、郡上市への意見聴取では、「意見無し」との回答をいただいております。最後に、都市計画案の縦覧の状況です。令和3年1月4日から18日までの2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

議第5号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【高木会長】

事務局の説明がありました。これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見、ご質問が無いようですので、採決に移ります。議第5号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第5号は原案どおり承認することに決しました。続いて、議第6号「多治見都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第6号「多治見都市計画道路の変更について」をご説明いたします。お手元の議案書と合わせて、前方のスクリーンをご覧ください。

多治見市南部の市之倉町を横断する3・5・21市之倉線は、起点が市之倉町3丁目、終点が市之倉町13丁目の延長3840m、幅員12m、車線数2車線の都市計画道路です。マスタープランでは都市計画道路の整備による他都市との連携強化、広域交通網の充実、円滑な自動車交通の確保を進めることとしており、本路線は優先的に整備を予定する施設として位置づけられています。今回の変更区間は、赤色で示す890m区間となります。

今回の変更内容について説明します。変更区間は、県道下石笠原市之倉線の現道と、市之倉川の南側に並行する890m区間において道路線形を南側に最大約10m振り、区域を変更します。また、これにより延長が約10m長くなり、路線の延長が3,850mとなります。黄色で示しているのが、変更前の区域、赤色で示しているのが、変更後の区域です。

次に、都市計画の変更理由についてご説明します。約890m区間について県が道路事業として整備に着手し、詳細な設計を行ったところ、一部の区間で崩落地に対して近接した切土となり、いわゆる痩せ尾根となってしまう、隣接する民家等へ土砂崩落や落石等の被害が懸念されるため道路計画を変更しました。その為、その道路計画に合わせて、都市計画道路を変更するものです。

次に、都市計画手続きの状況です。これまで、都市計画法に基づき、地元説明会、将来管理者協議、都市計画案の公告・縦覧、市への意見聴取を経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、多治見市への意見聴取では、「意見無し」との回答をいただいております。最後に、都市計画案の縦覧の状況です。令和2年11月10日から24日までの2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

議第6号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【高木会長】

事務局の説明がありました。これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見、ご質問が無いようですので、採決に移ります。議第6号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第6号は原案どおり承認することに決しました。議案の審議が終了しましたので、続いて、知事に対する答申についてお諮りします。事務局から答申案の配布をお願いします。

ただいまお配りしました案は、本日ご審議いただいた結果に基づき、議第1号から議第6号までについて、原案を適当と認めるものです。知事に対する答申について、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、知事に対する答申については案のとおり決定します。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項(1)について、事務局からお願いします。

【事務局】

報告事項1 国道21号岐阜市内立体事業についてご報告させていただきます。お手元の配布資料は、A3の「報告事項1」になります。

国道21号岐阜市内立体事業については、昨年度、事業者である国土交通省において、事業計画が立案されたところです。この事業計画案にあわせ、現在の都市計画を変更する必要が生じたことから、現在、県において都市計画変更に向けた手続きを進めています。本日は、事業計画案の概要や、都市計画変更に向けたス

ケジュールについて、ご報告させていただきます。

前方のスクリーンをご覧ください。初めに、現在の国道 21 号の状況についてご説明します。まず都市計画としては、岐阜都市計画道路として、昭和 46 年に 3・2・3 一般国道 21 号線と 3・2・4 一般国道 21 号線の 2 路線が都市計画決定されています。決定当時は、各務原市境から岐阜市藪田、現在のふれあい会館付近までの区間を立体化する計画となっていました。一方、現在の整備状況としては、各務原市境から岐南町を經由し、岐阜市茜部までが立体化済みですが、茜部以西の岐阜市内は平面であり、この区間に多くの交通が集中することや、信号交差点が連続することなどから、渋滞や事故が多発する状況となっています。そこで、この区間の立体化にあたり、都市計画決定された昭和 46 年当時と現在とでは、道路状況や、沿道の利用状況などが大きく変化していることから、国土交通省において、有識者らによる検討会や、地元の意見等を踏まえた検討がなされ、岐阜市内区間の立体化に向けた新たな事業計画が立案されました。

国土交通省が立案した事業計画の概要についてご説明します。お手元の資料の左側も併せてご覧ください。まず、立体区間は、これまでは岐阜市茜部本郷から、ふれあい会館付近、藪田南 5 交差点付近までの区間を立体化する計画でしたが、立体区間を西に延伸し、長良川までの約 5 km を立体化する計画となっています。

道路構造は、横断面に示すように、高架部 4 車線、平面部 4 車線の計 8 車線となります。標準的な幅員は 36m でこれまでの計画から変更はありません。このほか、高架への昇り口、降り口となるランプについて、基本的な配置や形式が計画されました。この事業計画案を受け、現在の都市計画を変更する必要性が生じたことから、現在、県において都市計画変更に向けた手続きを進めているところです。なお、詳細な事業計画や事業工程などについては、都市計画変更後に、国土交通省において設計・検討がなされることとなっています。

次に都市計画変更の概要についてご説明します。お手元の資料では右側の図になります。まず、立体区間の延伸に伴い、岐阜市下奈良付近で構造形式を地表式から嵩上式に変更します。また、この一部区間で、都市計画道路の幅員を拡大します。次に、茜部本郷交差点から下奈良交差点までの区間の車線数を 8 車線に決定します。また、茜部中島交差点付近と六条交差点付近で、計画に合わせて都市計画道路の幅員を縮小します。

最後に都市計画変更の手続きについてご説明します。都市計画変更の大まかな流れはスクリーンや、お手元の資料に示す通りで、現在は、都市計画案の縦覧を 3 月 30 日までを期限として行っているところです。今後、手続きが順調に進めば、次回の都市計画審議会でご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、国道 21 号岐阜市内立体事業に関する報告を終わります。

【高木会長】

事務局の説明がありました。これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【尾藤委員】

この立体化の件についてお尋ねしますが、岐阜南警察署があつたことになったということは立体化が難しいからなんだと聞いていたのですが、そうではないのでしょうか。

【事務局】

国土交通省のほうで事業化に向け動き出している中で、具体的な計画が作られたと承知しています。

【高木会長】

他にはいかがでしょうか。

私から1点。従来高架だったところで幅員が縮小するようなどころもありますが、これは構造形式が変更になったからだと推測するんですが、構造形式がどうしてこのような形になったのかをもう少し教えてください。

【事務局】

昭和46年に都市計画決定がされているわけですが、幅員が36mというのはこの時から変わっていません。国土交通省で事業計画を立てられる際に、新たな用地買収をできるだけ行わないという前提のもと、幅員36mの中で計画を立案されました。一方、現在の交通量が非常に多く、将来交通量も多いことから車線数としては8車線が必要であるということがございます。高架で通過させる部分と沿道利用も多いことから高架4車線、平面4車線ということになったと聞いています。計画が変更になったのはこの車線数の部分と、ランプの部分でして、通常ですとサイドランプで乗り降りするわけですが、用地の制約等もありセンターランプで計画されたということで承知をしています。

【高木会長】

沿道の利用が大変進んでいるので、ランプをセンター化して継続して沿道利用ができるように計画を変更するということですね。ありがとうございます。

ほかにご質問ございませんか。

それでは、続いて報告事項(2)をお願いします。

【事務局】

令和2年度における市町の都市計画決定の状況についてご報告いたします。お手元の「報告事項2」の資料をご覧ください。

1ページをご覧ください。令和2年3月から令和3年2月末までの市町の都市計画決定について圏域別及び内容別に整理した総括表です。各案件の詳細につきましては、2ページ以降に記載しております。これらの案件は、都市計画法に基づき、各市町の都市計画審議会での審議や、県知事への協議が行われ、都市計画決定されています。

以上で、「令和2年度市町都市計画決定（変更）一覧について」の報告を終わります。

【高木会長】

事務局の説明がありましたが、これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、これをもちまして、本日の議事を終了します。ご協力ありがとうございました。では、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

高木会長をはじめ委員の皆様、本日はご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第214回岐阜県都市計画審議会を閉会いたします。

（おわり）

議事録署名者

会 長

委 員

委 員